

インフルエンザによる出席停止についてのお知らせ

インフルエンザは、学校保健安全法に定められている学校感染症のひとつです。医師によりインフルエンザと診断された場合は「出席停止」となり欠席にはなりません。医療機関を受診して「インフルエンザ」と診断された場合は、医師の指示にしたがい、感染の恐れがなくなるまで登校を見合わせてください。出席停止期間は法律で定められています。

【インフルエンザの出席停止期間】 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

登校する際は、保護者が下記の登校連絡票に必要事項をご記入の上、児童に持たせてください。医療機関からの証明は必要ありません。尚、この用紙を切り取らずに提出してください。

インフルエンザ発熱期間と登校開始日の目安（児童生徒の場合）

発熱 期間	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
1 日間							登校 可能		
2 日間							登校 可能		
3 日間							登校 可能		
4 日間							登校 可能		
5 日間								登校 可能	
6 日間									登校 可能

※発症日の翌日を1日目と数えます。

発熱あり → 

発熱なし → 

【参照】

東京都医師会 学校医会会報
(2012年11月15日発行 Vol.227)

切り取らずに提出してください

府中市立府中第五小学校長 宛

令和 年 月 日

登校連絡票（インフルエンザ）

年 組 児童氏名

保護者氏名

診断を受けた医療機関名 （ ）

出席停止期間 （ 月 日 から 月 日 ）

診断されたインフルエンザの型 （インフルエンザ _____ 型）※診断された場合のみ記入

医師より感染のおそれがなく、登校可能との指示をいただきましたので、本日 _____ 月 _____ 日より登校いたします。※診断書などの証明は必要ありません。保護者をご記入ください。